

平成20年度第6回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

開催日時	平成21年1月23日(金) 10時30分～11時30分
開催場所	青森県庁西棟8階中会議室
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期目標について (2) 青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針について 3 閉会
出席委員等	佐々木委員長、岩間委員、黒澤委員、杉澤委員、久保専門委員、 井口専門委員、服部専門委員 (7名)
県側出席者	石川行政経営推進室長、菊池農林水産部参事、小笠原農林水産政策課長、 高杉健康福祉政策課長ほか

議事要旨

1 開会

司会：ただ今から、平成20年度第6回青森県地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

本日は、試験研究関係で6名、また委員会全体で7名と、いずれも半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの議事について佐々木委員長にお願いいたします。

2 議事

< 地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期目標について >

佐々木委員長：それでは、早速議事に入ります。本日の議事は2つあります。最初は、前回の審議に引き続いて、「地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期目標について」であります。最初に、県側からご説明をお願いします。

小笠原農林水産政策課長：前は様々なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今回、この委員会に提出する資料として、資料1から資料3を整理いたしました。資料1は、前回の議論の本当に主だったところをピックアップして整理したものです。資料2は中期目標案の修正に至った項目についての資料、それから、資料3は修正後の形でもう一度全体の姿をまとめた中期目標案ということで整理しました。この度は、主に資料1と資料2を使いましてご説明いたします。

(資料1～資料3に基づき、説明)

説明は、以上でございます。

佐々木委員長：どうもありがとうございました。ただいまの県側のご説明に対して、ご意見、ご質問等あればお願いします。はい、黒澤委員。

黒澤委員：言葉のことで申し訳ないのですが、中期目標では、青森県産業技術センターを「センター」としてずっと整理されているので、「2 現地調査への協力の協力」の項目でも、「試験研究機関の知見」ではなく、「センターの知見」という形になるのではないのでしょうか。

小笠原農林水産政策課長：はい、そのように修正いたします。ご指摘ありがとうございました。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。前回色々なご意見をいただきましたけれども、おおむねよろしいかどうか。ちなみに、本日ご欠席の2名の委員からは、事前に事務局から意見の有無を確認したところ、特に問題はないと仰っていたと聞いています。よろしいでしょうか。

岩間委員：理事長については人材を公募しているということですが、いつまで公募し、いつ頃決定するのか、教えてください。

小笠原農林水産政策課長：理事長の公募については、今月の21日までという期間で公募しております。郵送も可としておりますので、まだ確定してはいませんけれども、そういう形でやっております。最終的には、審査会を設けて審査をしていただき、その後に知事が任命することになります。正式な任命は4月1日からということになりますが、その前に決定をするということでスケジュールを考えております。

岩間委員：3月の25、6日頃になるのでしょうか。

小笠原農林水産政策課長：もっと早くです。理事長は4月から来ていただくわけですので、もっと前にできるようにと考えています。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見等がないようでありますので、先ほどの1点の字句の修正をした上で、「地方独立行政法人青森県産業技術センター中期目標」については、県の案を妥当と認めるということにいたします。

< 青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針について >

佐々木委員長：2番目の議題に移ります。久保専門委員、どうぞ席をお願いします。

それでは「青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針について」、県側からご説明をお願いします。

石川行政経営推進室長：資料4からは評価の審議になりますので、全員でご審議をお願いいたします。

(資料4～資料7、参考資料1、参考資料2に基づき、説明)

佐々木委員長：ありがとうございました。ただいまの県側の説明について、ご質問、ご意見を申し上げます。はい、久保専門委員、お願いします。

久保専門委員：参考資料2によると、秋田県のその他のところに、「法人の意見の申し立ての機会を与える」とあります。私達は、出てきたものについて評価はできますが、よくよく聞いてみたらそうではなかったということもあると思うので、こういうこととして、それで正確な評価につなげていった方がよろしいかと思えます。

石川行政経営推進室長：確かに秋田県ではそのような記述になっております。これにつきましては、今の基本方針に入れた方がよいのか、それとも、次回に予定している保健大学の具体の評価実施要領に盛り込むべきなのか、それらを含めまして事務局で検討させていただければと考えております。

小笠原副参事：少し補足させていただきますと、実際の評価に当たりましては、書面審査のみなら

ず、当然、保健大学、あるいはセンターからのヒアリングで必要なことをフォローして評価するというを考えております。書面だけではないということです。

佐々木委員長：そういう機会は当然含まれるということですか。

小笠原副参事：実質そうした中で、こうしたものも包含されていくものと考えておまして、現時点の基本方針の中には盛り込んでいないということです。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。井口専門委員、お願いします。

井口専門委員：今の件に関してですが、国立大学法人の場合は、中期目標期間が6年ですが、今5年目で全面的に大学評価・学位授与機構が日本国中の80ほどの法人に入っていて、12月に一応各分科会の作業が終わって、3月に最終決定する。それまでの間にこういうような異議と言いますか、意見を交換する場に私達もヒアリングに行って、そういうこともやっております。

それから、文言で、非常に重要だということが評価の時に分かってきまして、それは、参考資料1の「年度評価の前提」の5番目に、「評価委員会は、各法人が実績報告書に記載した年度計画の実施状況等に基づき、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価を行う。」という部分。ただ、今度決めたものをよく見ていたら、実績報告書等と書いてある。この「等」をどうして付けられたか。

国立大学の評価の時は、ガチガチになって実績報告書に書かれたもの以外についての評価はまかりならんと、物凄く厳格でして、評価員の人たちは、自分たちの知識だとか、他で得た知識だとかは、全くそこに使うことができない。だから実績報告書に中期目標・中期計画に従って各大学が自己評価して、これは上手くいったとか、これは達成できなかったとか、達成できなかったのはごくわずかなのですけれども、それについて評価をいたしました。優れている、良好、おおむね良好、その次は改善というような段階でやったのですけれども、結局は非常に縛られて、極端に言うと、中期目標・中期計画が低いところは実績報告書に完璧であると書けますけれども、こんなことをなぜ書いたのかというような目標・計画を立てたところはバツ、改善すべきと出ってしまった。でも相対的に見て、なぜ、それではこの大学はこんなに低いのか。低いというのは評価員の感覚なのですけれども、こちらの大学と比べたらずっと低い目標ではないか。だったら...でもそれをやってはいけないのです。中期目標・中期計画に基づいた実績報告書に基づいた評価ですから。

それは本当の評価になってないのではないかと、学位授与機構、文部科学省がおかしいのではないかとということを我々評価員は盛んに現場で言ったのですけれども、今後の評価方法とかそういうものに反映させますということでした。

なぜかと言いますと、国立大学は、6年目の終わりより5年目に評価をして、次の中期目標・中期計画を立てる時の参考にするわけですから、本当は私達は、評価はそのために役に立つような評価をしなければならないという思いで言っても、がんじがらめでできないという状況でした。

実は、これは大学によって、しっかりした情報が入って中期目標・中期計画を作った大学と、そうでない大学の違いがここに出てきたのです。それで2年終わった後、中期目標・中期計画を変更できる、そういうチャンスがありました。ここもきっとそういうチャンスを作らないといけないと思うのですけれども、年度計画を評価していきながら次の年度にいく時。そうでないと、物凄い勢いで世の中は変わっていますので、そんなに5年間とか、学校自体だって物凄く変わっているのです、6年間全く同じ目標と計画で済むわけがないので、そういうことをやったのですけ

れども、それでもやはり学校の情報量の豊かさによって差が出ました。

私ども、東北大学だったのですけれども、そこは比較的情報量がある。大学評価・学位授与機構に教諭も派遣している。それで、私どもはスタートする時から絶対に変な目標数値は立てないとか、5年くらいでできそうなことだけれども、他大学と絶対優位性を持つ、良い評価になる項目を散りばめました。そうでないと、今の評価方法だと、非常に似通った大学を評価に行ったのですけれども、明らかに目標・計画の立て方に差がある。ところが、目標・計画の立て方に差があっても、実績報告ではそれに沿った実績ですから、完璧に報告しています。それで、ある学校で、こんなことをよくぞ書いたというような新しいことをやると、当時流行であった専攻を作ると。私ども東北大学でも新しい専攻を作ったのですけれども、そこは大きな大学に任せるべきだという結果、そこは達成できなかった。だからそこは改善を要する点。バツをもらうのはごくわずかですけれども、そこは学長が「そこはできませんでした」とその場で謝りました。潔くて非常にいいのですけれども、やはりそういうことが起きる。

保健大学でも、産業技術センターでもそういうことが起きると思いますけれども、そういう世の中に従って、2年くらいしたら変更しなければならぬのですけれども、ここで実績報告書等と入れた、その「等」は何でしょうか。私達も「等」と入っていたら、国立大学法人の評価も凄く自由だったと思うのですけれども、「等」は曖昧であると。もちろん非常に曖昧にすることで、入れない方がいいのかもしれないのですけれども、ここで入れた「等」はどういう意味を持っているかということをお聞きしたいと思います。

小笠原副参事：「等」の中身について説明いたします。先ほど久保専門委員からもお話がありましたが、まず実績報告書だけではないということ。必要に応じて、大学側、あるいはセンター側からヒアリングするということが、実際の取組状況を確認するということがあります。また、その際に、補完する資料ということで、それぞれの法人から提出いただいて、それらに基づいて評価に資していこうという意味合いで、実績報告書に限定しないということで「等」を付けているということです。

佐々木委員長：それでよろしいでしょうか。一方で、「等」を付けるということで、評価の範囲が広がってしまうということはないのでしょうか。

井口専門委員：要するに、そこに参考資料を出してくるのですけれども、参考資料に言及できないのです。一生懸命向こうは出してくるのですけれども、そういうことに言及できないし、ヒアリングの時も言及できない。それから学生をヒアリング、卒業生をヒアリングいたします。そのヒアリング結果は、評価のところには一切入れない。入れないけれども、そういうことが書いてある大学はそれを評価している。いわゆるアウトカムの卒業生をどう大事にしたかとか、それで学生たちが書いてあって、学生支援はこういうことをやったとか実績報告書に書いてある。ところが、学生は「そういうことを知りませんでした」と言っても、全員に聴くわけではありませんので、選ばれた学生です。3つの大学しか行かなかったのですけれども、よくぞ上手く選別したという、素晴らしい留学生だとか地域も選んだ学生が来て模範解答をした大学と、物凄く好感が持てたのは、自由度がある発言をしてきて「そんなこと、私ども学生は知りません。ダブル・ディグリーなんて誰が持っているのでしょうか」と、こんなことを平気でやってしまう学生がいるところがある。もちろんこの後喧々諤々やりますけれども、反映が結果的にできない。その辺がジレンマでした。

巨大な大学は上手く評価項目が非常に少ない。中期目標・中期計画の項目が大体小項目を入

れて百数十項目ですけれども、私が行ったところでもなぜこんなに少ないのか。三百項目くらい書いてしまうと、色々ところでダブってくる。そうすると、こっちでは上手くいったけれども、こっちではだめだというのが出てしまう。ですから、そういう作戦なのかもしれないけれども、ここはそうではなくて、今の「等」の説明で、やはり評価する時には少し幅広く、評価される側と評価する側の、がんじがらめではなくて、次のステップに良くなるように評価ができるようにしてほしい。

今はまだまとまっていませんが、3月に次の評価基準が大学評価・学位授与機構からも出てきます。そこに、向こう側の教授もいれば、評価される側の学長もいる。自分の大学が評価される時にはもちろん席を外すけれども、自分の大学の情報以外は情報が全部入る。それがすぐにフィードバックするわけで、私はそれはおかしいと思っていますけれども、私も弘前大学に関知していて、弘前大学は大学評価・学位授与機構に事務員しか送っていない。事務の方には守秘で絶対流れてこないけれども、我々は守秘的といっても、「弘前大学さん、もう少し頑張らないといけませんよ」ということは言えるわけです。そういう情報があるところとないところでは違うと思います。

やはり評価する時は、何のための評価かということ、次のステップにいい活動ができたり、そのシステムが上手く動くということ、念頭において評価しなければならないということがある。それが非常に重要なことだと思っています。

佐々木委員長：はい、ありがとうございます。事務局から説明のありました「等」の意味合いについては、よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。何かお気づきの点、疑問な点があればお出しただければと思います。

服部専門委員：ちょっと気にかかるという程度のことですが、項目別の評価をする時に5段階評価をとっていますが、一方で参考資料を見ますと、5段階評価をとってみたり、4段階評価をとってみたりと、それぞれの組織によって若干趣きが違うということがあります。青森県の場合、この5段階評価を考えた理由、要するに5段階目の5の評価ですが、こういう評価が実際に割合に多くありますということでこういう段階制をとったのか。というのは、この5段階評価によると、おおむね順調な進捗状況というところにほとんど落ちてしまうのではないかという気がしてそういう発想をしてみました。

石川行政経営推進室長：参考資料2でご説明いたしますと、4なり5なりがあります。例えば、秋田県につきましては、S、A、B、C、Dという形で、実質我が方と同じような5段階で、その中間にありますのが、概ね順調に実施しているとなっています。それから、東京は4段階評価ですが、我が方の3の概ね順調な進捗に該当するものが2に当たりまして、我が方の4に当たるのが東京では1というふうなこと。

それで、要は5を付けるかどうか。特筆すべきというのは、委員会でも十分審議していただいて、本当に目を見張るようなものがあればということなので、例えば、秋田はA B C Dの他にSというのがあります。スペシャルということだと思いますけれども、特に優れたところがありますので、この5はなかなか付きにくいのかなと思っています。そういうことになると、基本的には、特筆すべきを設けるかどうかの違いはありますが、基本的には4つという形に集約されるのではないかと考えてありまして、4と5の違いはSを付けるかどうかということで、端的に言いますと、どこの県も同じような評価基準です。おおむね順調なところの

防ぎ方もありますけれども、例えば、数値化できるものであれば、何パーセントとか、そういうようなものを実施要領の検討の際に検討していくということも考えられるということもありまして、事務局とすればスペシャル、花丸に当たるような項目を一つ付け加えて、5段階ということで整理いたしました。

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。井口専門委員、どうぞ。

井口専門委員：服部先生が言われたことは良く分かりまして、昔、国の色々な審査が5段階でした。その後、色々なプロジェクトの審査を4段階にいたしました。それはなぜかと言いますと、真ん中の3に集約されるとどうしようもない。どう選ぶかという、評価するというのはなかなか難しいので、4段階だとやはり4と3が結構出ます。それで4と3を見て採択をするかどうかを決める。

国立大学の場合もスペシャルがあるのですけれども、Sは各部会は付けません。全体の時に、事務局とかそちらで見てSを付けていく。その付いた評価が部会に出てきて、なぜ付けたのかという意見が出ました。もちろん機構の教授たちが一生懸命説明しました。従って評価した現場では、ある意味では、Sとか、この特筆というのは出ない場合でも、全体を評価した時の最終的な委員会で、こんなに上手くいっているんだということで、意欲というか、そこを次のステップにするということもありますので、5段階の5つ目はあって良いのではないかと思いますけれども、5段階にすると非常に評価が厳しいというのは、日本が評価の制度に入ってまだまともに経っていない、まだ10年ちょっと、15年くらいでしょうか、自己評価は経っていませんけれども、それが変わってきた一番の大きな点です。

佐々木委員長：はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。もしご意見等がなければ、当委員会として、評価の基本方針について原案のとおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

黒澤委員：先ほどの久保専門委員が仰られたご意見についてはいいのでしょうか。

久保専門委員：結構です。最終案が出る前に、幾つかヒアリングとかそういう機会があるので、それをしていけば、かなり正確性が増すということであれば、それでよろしいかと思います。

佐々木委員長：他にいかがでしょうか。特に問題がないということのようですので、当委員会として原案のとおり決定させていただきたいと思います。それでは、そのように決定します。どうもありがとうございました。

それでは、予定されていた2つの議事についてこれですべて終了しましたので、これで座長としての役目を終えたいと思います。事務局にお返しします。

3 閉会

司会：ご審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成20年度第6回地方独立行政法人評価委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。